

「南ベトナム解放民族戦線の財政に関する考察」

田中 木綿 (tanakayufu@ma.0038.net)

九州大学大学院経済学府博士課程所属

[報告要旨]

本報告は、南ベトナム解放民族戦線の財政を明らかにすることによって、未だ不明な諸問題に関して、経済・財政的な観点から、ハノイの援助と民衆基盤の資金との比重、資金面からの NLF とその支持基盤の規模の推定などの問題を解明しようとするものである。

NLF の財政部門を担ったベトナム労働党南部中央局の財政収入は、主に、現地収入とハノイ政府からの援助によって構成される。ベンチェ省では、1964 年、税収が SVN\$ 72, 139, 000 あり、その内、SVN\$ 31, 278, 000 を中央局に上納している。(SVN\$ は、ベトナム共和国—南ベトナム—通貨ピアストル。) ベンチェは民衆の支持が比較的強固で、税収が多い地域である。つまり、税収の多い地域で、約 40% を上納していたということは、より収入が少ない地域では、より少ない割合しか上納できなかったということが推測できるため、地方財政を含めた革命側全体の規模は、中央局への上納金(現地収入)の 2 倍～3 倍程度に、ハノイ援助を加えた水準であったと推測できる。付表によると、革命側財政においてハノイの援助が占める割合は、戦争の拡大に伴って急激に拡大している。ハノイからの援助は毎年拡大し、1968 年からは、US\$ 25, 000, 000～US\$ 30, 000, 000 水準を維持する。現地収入は、1968 年まで戦況の困難性にも関わらず、徴税制度の発展に伴って毎年拡大するが、1968 年をピークに急激な減少に転じ、米軍の撤退が完了した 1973 年から再び上昇している。現地財源の急激な悪化は、戦争による農地などの生産手段の破壊と戦闘活動の労働需要の急速な拡大によって生産活動に従事する労働力総量(人口と 1 人あたり時間)の減少によるものであるといえる。

ダグラス・パイクの推計によると、1965 年、革命側の民生支出は、行政・救急医療・幹部の給与・宣伝ビラ作成などの費用を合わせて、1 年で SVN\$ 1, 000, 000, 000、軍事支出(正規軍への給与: 1 人 1 日あたり SVN\$ 15～30)は、1 年で SVN\$ 3, 000, 000, 000 であった。総計で、SVN\$ 4, 000, 000, 000 という支出水準は、1965 年の革命側財政収入の総計(中央局の現地収入の 2 倍とハノイ援助の合計)とほぼ一致する。生計を給与に依存し、毎日軍事活動に従事している正規軍(主力部隊と地方部隊の合計)の総数は、37 万人～73 万人であったと推計できる。この数値は、革命側の規模についての様々の推計値をはるかに超えるものである。この他に、革命軍には、生産活動によって生計を立てるか、家族や地域の住民の支援に基づいて、部分的に軍事行動に従事する民兵やゲリラが存在し、また、後方支援は、解放区の民衆に依存していた。

革命側の財政を観察することによって、いくつかの事実が明らかとなる。

第 1 に、極めてラフな推計ではあるが、ベトナム戦争中期の 1965 年において、革命側の戦闘要員の人口は、様々の推計値を超える、37 万人～73 万人程度であった。それに加え、民兵、ゲリラ、後方支援の無償労働が供与されていた。戦闘要員への給与も生活に必要な

最低限が支給されたのみであり、革命側の活動は、大規模な無償労働に支えられていた。また、革命側は、ある程度整備された租税体系を次第に確立し、解放区において、実質的な政府としての機能を果たしていた。

第2に、ハノイ政府の援助への依存は、戦争の拡大に伴って、次第に拡大した。

第3に、農民の生産基盤に基づく革命側の財政は、戦争が大規模になる以前から米国援助と関税収入に大きく依存し、都市を租税基盤として戦争景気の恩恵を受けたサイゴン政府の財政とは、極めて対照的である。

最後に、中央局の現地収入の推移を観察することによって、戦争の情勢の展開を垣間見ることができる。徴税の制度が次第に改善され、解放区における徴税率が向上し続けたとはいえ、1968年に至るまで、中央局の現地収入は、米ドル換算でも増加を続けており、解放区が大規模に縮小したとは考えがたい。しかし、1968年をピークとして、米軍が撤退するまで、解放区と税収は大規模に減少し続けた。つまり、この期間においては、サイゴン政府・米軍側が圧倒的に優勢であったと考えられる。しかし、長期にわたる戦争は、米国に、大規模な援助支出と人命の損失を与え、その維持を不可能とさせ、その撤退を経て、革命側が勝利を収めることになる。

[主要な参考資料]

Douglas Pike, “NLF platform”, 1966, Vietnam Archive, Document No.2310202018.

Vien khoa hoc tai chinh (Vietnam), Lich su tai chinh Viet Nam (ベトナム財政史), Hanoi:

Thong tin chuyen de, 1993.

[付表：ベトナム労働党南部中央局の財政収入]

	1960	1961/64	1965	1968	1970	1972	1973	1974
計(1,000,000 SVN\$)	77.8	401.6	1,494.0	5,827.0	11,212.5	12,511.5	18,585.0	25,600.4
現地収入	63.8	292.8	839.0	2,407.0	2,275.0	439.0	3,982.5	7,945.4
ハノイからの援助	14.0	108.8	655.0	3,420.0	8,937.5	12,072.5	14,602.5	17,655.0
計(1,000,000 US\$)	1.1	6.6	25.1	51.11	34.5	28.5	35.0	39.9
現地収入	0.9	4.8	14.1	21.11	7.0	1.0	7.5	12.4
ハノイからの援助	0.2	1.8	11.0	30.00	27.5	27.5	27.5	27.5
現地収入が合計に占める割合(%)	82.0	72.9	56.2	41.3	20.3	3.5	21.4	31.0

(注)出典：Lich su tai chinh Viet Nam. 1961/64は、1961年～64年の総計の平均。1970年～1974年については、出典の叙述を元に、報告者が推定した。

『ベトナムの国家予算法改革：中央・地方予算関係の見直し』

花井清人(成城大学)

田近栄治(一橋大学大学院経済学研究科)

ベトナムにおける財政改革の課題

ベトナムでは、1986年に開かれた第6回党大会でドイモイが採択されて以降、農業での生産効率の向上、輸出を優先した生産活動、国営部門独占から個人経営・私的経営を認めるマルチセクターへの移行など、市場経済化を通じた経済改革が推し進められることになった。こうした経済運営で効率化・活性化を目指した改革が進められる一方で、経済を支える財政の運営のあり方に関しても、行政モラルの向上を目指した歳出合理化、租税政策を中心とする歳入改革、中央予算と地方予算の責任明確化を図る政府間関係でのガバナンスの見直しなどの様々な財政改革が試みられている。

こうした経済改革が進むことにより、ベトナム経済では、マクロ的には高い経済成長率の維持、インフレの抑制、雇用の確保などで一定の成果が現れつつある。しかしその一方で、国営企業改革や行財政改革などのミクロの経済財政運営では、今日においても国営企業に大きく依存する構造が続いており、経済の国際化・市場経済化をさらに推し進める上で多くの課題が残されている。

特に、国家予算のあり方を方向付ける財政改革では、政府の歳入確保、歳出管理、政府間財政関係のそれぞれの領域で、経済改革や経済の市場化と足踏みをそろえる形での制度改革が進んでいない。まず、政府による財源調達にあたり、個人の所得や消費を課税ベースとした租税制度の導入や原則の徹底がなかなか進まず、実態においては、国営企業による協力や輸入関税などに依存した税収確保が続いている。加えて、国税からなる租税体系をマネージするにあたって、実際の税務行政では、中央租税総局による一元的管理が徹底しておらず、中央租税総局と各級地方の租税担当機関（税務局や税務署など）、各級地方政府と租税担当機関との間で二重もしくは多重の従属関係がみられる。

また、政府の歳出管理においても、今後ベトナムが経済発展を遂げていく上で政府による機動力あるインフラ整備やルールに基づいた地域支援などが必要不可欠になると考えられるが、その効率かつ戦略的活用といった点でも課題が多く残されている。

国家予算法改革を通じる中央・地方予算関係の見直し

この報告では、国家予算法の役割と問題点を検討することにより、中央・地方予算関係から見たベトナムの財政改革の残された課題を明らかにする。

ベトナムの中央予算、地方予算はともに中央政府によって一元的に管理されている。しかし、ベトナムでは、1996年に中央・地方予算のガバナンスを規定する国家予算法が制定されることにより、地方分権化の第一歩が踏み出されることになった。

国家予算法が成立する前までは、中央と地方間の予算の配分はあいまいな形で規定され、予算管理の責任なども明確に規定されていなかった。計画経済下での予算管理では、地方予算は国家の予算の一部として位置付けられ、地方政府は、国家の一部分として予算を執

行するにすぎなかった。こうした中央集権色の強いベトナムの国家予算管理体制において、1996年に公布され、1997年から施行されることになった国家予算法は、中央・地方政府の行政責任や権限を明らかにし、地方分権の視点から中央予算と地方予算の財政関係を規定し、各級政府の財政規律付けを行う上で重要な役割を担うことになった。

国家予算法は、97年にVAT法および法人所得税法が制定されたことにより、1998年に改正され、同年に国会を通過して、99年に施行されることになった。

国家予算法は2002年にさらに大幅に改正され、2004年1月1日から施行されることになった（以下、新国家予算法と呼ぶ。）。まず、新国家予算法では、国家行財政のガバナンスに関連して、予算の意思決定において国全体の統合性を維持する一方で、地方分権化を通じる権限および責任の明確化を図るため、国会および省政府評議会の権限が強化された。また、地方予算の運営管理にあたり、地方（省）政府および各省庁に大幅な権限や責任が与えられる一方で、住民に近い社政府（行政村）の機能充実も目指された。

新国家予算法では、さらに中央予算と地方予算での歳入割当が規定され、中央政府に100%割り当てられる税收、地方予算に100%割り当てられる税收、中央予算と地方予算の間で共有される税收などが明確にされた。

このほか、新国家予算法では、地方のインフラ整備にあたって、地方政府は民間資金を利用してそれに当てることが認められているが、借入れを行うにあたっては省政府の5カ年計画との結びつきや、借入額制限などの厳しい条件が付けられている。

国家予算法の残された課題と更なる改革の方向性

報告では、予算データを用いて地方予算の財源確保と歳出戦略の双方について経済分析を試み、国家予算法の残された課題および更なる改革の方向を検討する。まず、現行の地方予算の財源確保では、(1)地方の主要財源となりうる土地関連税で十分な形で税收確保ができてない、(2)中央・地方予算で共有化する税收配分にあたって、各層政府による多重の介入が生じており、元来、中央租税総局が一元管理すべきVAT, CITなどの徴収において非効率が生じている、(3)財政支援金の配分にあたってフォーミュラに基づいた財政調整に加え、国会による共有税收の留保率への調整が加えられているなどといった問題が残されている。また、地方の歳出戦略に関しては、これまでの歳出配分では経済力の弱い地域に歳出を手厚く提供する再分配政策が積極的に取られてきたため、成長センターへのインフラ整備などの面で経済の市場化に対応した戦略的な政策が十分にとられてこなかったといった問題も存在する。

こうした分析を踏まえて、今後ベトナムでは経済の市場化や国際化戦略をさらに進める上で今まで以上に効率かつ安定的な財政運営が求められており、そのためには、国全体での租税システムの改革、地方予算での安定的財源の確保、ルールに基づいた政府間財政関係の見直し、税務行政の透明性の実現、地方分権化を活かした機動力ある地方歳出政策の実現などの更なる改革が必要であることを示す。

（資料および分析結果などは当日配布いたします。）

ベトナムにおいて重要な歳入項目になっている付加価値税(VAT)について、その前史・導入・改正の歴史を振り返り、現行制度の特徴・問題点を記述・分析する。

ベトナムの付加価値税は、旧経済体制下の国営企業に対する課徴金及びその後に導入された取引高税を起源に持っている。そのような経緯を経て現在も、ベトナムの付加価値税は、消費課税としての性格を必ずしもはっきりと有しておらず、企業課税としての性格も残っている。このため、既に多くの改善が行われたにもかかわらず、現行制度においても、なおいくつかの問題点が残っていると考えられる。また、小規模事業者の取り扱いについても、引き続き困難な問題がある。更に、ベトナムにおいては、中央・地方間の税収配分を決めるルールが不透明なために、税務当局による付加価値税の徴収・執行に歪みをもたらされているという厄介な問題もあるように見受けられる。ベトナムの当局は、今後、2010年にかけての全般的な税制改革の中で、付加価値税の更なる改善にも努めていくこととしている。

ベトナムの付加価値税を巡る問題には、経済体制移行期にある国における税制改革に共通の困難性が存在していると考えられる。報告においては、これらの問題の指摘とともに、現実的な解決策としてどのようなものがありうるのかについても、検討してみたい。

なお、本報告は、現在、ベトナム財務省と田近栄治教授をヘッドとする日本の研究者グループが行っているベトナム税制改革に関する共同プロジェクトに参加した筆者が、同プロジェクトにおいて勉強した内容をもとにしており、各種資料の提供に应运じていただいたベトナム当局に感謝を述べておきたい。